

八王子市障害者地域自立支援協議会傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八王子市障害者地域自立支援協議会の傍聴手続、非公開の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催前までに、住所、氏名、連絡先を明らかにし、会長へ申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、会長は会議に諮り、議題ごとに公開又は非公開を決定する。

3 傍聴の承認を受けた者は、会長の指示に従って傍聴しなければならない。

4 会議は、原則として公開とする。

(非公開の基準)

第3条 会議の全部又は一部を非公開とすることができる基準は、概ね次のとおりとする。

(1) 具体的な個人又は企業に関する内容を議題とするとき。

(2) 個人情報その他八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）第8条の規定により非公開情報とされた事項を議題とするとき。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人数の制限)

第5条 傍聴席が満員となったときその他会長が必要があると認めるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第6条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(写真撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においてカメラ、ビデオカメラ等により撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人が前2条の規定に違反し、又は会議の秩序を乱すおそれがあるときは、部会長は、その行為を制止し、これに従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定により退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

3 第1項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

(会議資料の配布等)

第9条 傍聴者には会議資料を配布する。ただし、資料が大部のもの、多額の費用を要するものにあつては、配布に替えて供覧とする。

2 具体的な個人又は企業に関する内容を議題とするときは、会議終了時に配布資料を回収する。

3 資料の内容に個人情報その他八王子市情報公開条例第8条の規定により非公開情報とされた事項に該当するものがある場合は、当該資料を配布しない。

(運営会議及び各部会への適用)

第10条 この基準は、八王子市障害者地域自立支援協議会の運営会議及び各部会の会議にも適用があるものとする。この場合において、この基準中「会長」とあるのは、運営会議にあつては「座長」と、各部会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。